

映画館運営事業者への支給について

●支給対象事業者(詳細は募集要項をご確認ください)

休業要請等に応じていただいた、建築物の床面積1,000㎡を超える特定大規模施設である映画館の運営事業者
※「運営事業者」とは、施設の運営により収益を得る事業者で、当該施設の休業を決定する権限を有する者をいいます。

●支給額

大規模施設である1,000㎡超の映画館の運営事業者の場合、申請要項P4(1)に加えて、映画を上映しようとしていた常設スクリーンの数に応じて協力金を支給します。

●添付資料(募集要項に加え)

・スクリーン毎の上映スケジュール(時短営業により上映できなくなった回数がかかるもの)

※詳細は募集要項をご確認ください

◆休業 R3.4.25(日)~5.11(火) R3.5.12(水)~5.31(月)の土曜・日曜

常設スクリーン1つ当たり2万円/日(定休日除く)

(例)常設スクリーンが1つの場合



2万円 × 1 = 2万円/休業日

(例)常設スクリーンが2つの場合



2万円 × 2 = 4万円/休業日

⋮

以下、スクリーン数毎に2万円/日 を加算

◆時短営業 R3.5.12(水)~5.31(月)の平日 (20時までの時短要請) R3.6.01(火)~6.20(日) R3.6.21(月)~8.19(木) (21時までの時短要請)

常設スクリーン1つ当たり 2万円/日(定休日除く)

× 時短営業により上映できなかった回数
÷ 本来予定していた上映回数

(例)常設スクリーン1つの場合※通常上映数10回
時短により上映できなかった回数 2回



2万円 × 1 = 2万円
2万円 × 2回 ÷ 10回
= 4,000円/時短営業日

(例)常設スクリーン2つの場合※通常上映数10回
時短により上映できなかった回数 2回



2万円 × 2 = 4万円
4万円 × 2回 ÷ 10回
= 8,000円/時短営業日

⋮

スクリーン数・通常の上映回数により変動

※映画配給会社の同意がある場合は、時短営業分に関し、配給会社分も合わせて支給します。

映画配給事業者への支給について

- **支給対象事業者** (詳細は募集要項をご確認ください)
特定大規模施設として協力金の支給を受ける映画館へ映画を配給する事業者

- **添付資料** (募集要項に加え)
映画館毎の配給作品リスト及び上映スケジュール

● 注意事項

- ・本来の上映予定回数は、配給作品単位ではなく、他の配給事業者の上映回数を含めたスクリーン全体の上映回数です。
- ・大規模施設ではない映画館への映画配給については対象外です。
- ・郵送のみの申請となります。

● 支給額

以下の通り

※詳細は募集要項をご確認ください

◆ 休業 R3.4.25(日)～5.11(火) R3.5.12(水)～5.31(月)の土曜・日曜

上映作品数1つ当たり2万円/日(定休日除く)

※同じ作品名であっても、素材フォーマット(作品を上映する際に必要なDCP(デジタルシネマパッケージ)。通常版の他、IMAX版、4D、ドルビーなど)が異なる場合は別作品としてカウントすることとします。

※複数スクリーンで上映されている同一作品は1作品としてカウントします。

(例)上映作品数が1つの場合



2万円 × 1 = 2万円/休業日

⋮

以下、上映作品数毎に2万円/日 を加算

◆ 時短営業 R3.5.12(水)～5.31(月)の平日 (20時までの時短要請) R3.6.01(火)～6.20(日) R3.6.21(月)～8.19(木) (21時までの時短要請)

常設スクリーン1つ当たり 2万円/日(定休日除く)

× 時短営業により上映できなかった回数
÷ 本来予定していた上映回数

(例)常設スクリーン1つの場合※通常上映数10回
時短により上映できなかった回数 2回



2万円 × 1 = 2万円
2万円 × 2回 ÷ 10回
= 4,000円/時短営業日

(例)常設スクリーン2つの場合※通常上映数10回
時短により上映できなかった回数 2回



2万円 × 2 = 4万円
4万円 × 2回 ÷ 10回
= 8,000円/時短営業日

⋮

スクリーン数・通常の上映回数により変動

※映画配給会社の委任がある場合は、時短営業分に関し、映画館運営事業者に支給します。